

令和7年度人流データ活用等による観光統計調査・分析業務 仕様書

1 業務の目的

当該業務は、スマートフォンの位置情報による人流データ等を活用して、以下の4点の取組を行うことにより、県全体での客観的なデータに基づく観光施策の立案や効果的なプロモーションの実施につなげるとともに、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」（令和5年改訂版）（以下、「共通基準」という）に基づく「人流データ」や「インターネット調査」を実施することにより、観光入込客数や観光消費額を推計する手法として導入の検討を行うことを目的とする。

- ①共通基準に基づく人流データの導入と県全体での利活用の推進
- ②共通基準に基づく観光地点パラメータ調査にかかる「インターネット調査」の実施
- ③「①・②」に係る分析業務及び、「共通基準」に基づく「人流データ」「インターネット調査」の導入の検討
- ④人流データ等の見える化の取組

2 契約期間

契約日から令和8年3月25日（水）まで

3 業務内容

本業務は、すべて国内観光客に関するものとする。

【① 人流データの導入と県全体での利活用の促進】

（1）内容

共通基準にて選択可能となったスマートフォンの位置情報による人流データを活用し、本県を訪れた観光客の発地や来訪地等といった属性データの確認、共通基準にて選択可能となった人流データによる観光入込客数の推計ができる人流データを導入する。

（2）対象地点数(登録可能地点数)：県内約2,000地点程度

（3）対象地点の選定：県と協議のうえ決定することとする。

（4）地点データの更新

毎週(月曜日～日曜日)の地点データは遅くとも2週間後の日曜日までにはシステムに反映し、利用者がデータの確認、分析ができるようにすること。

例：令和7年4月7日(月)～4月13日(日)のデータの場合は4月27日(日)までに反映。

(5) 閲覧データ対象期間

選定した地点データに関し2021年1月以降のものは閲覧できるようにすること。

(6) 分析機能

観光客の分析のメニューとして、少なくとも、「来訪地分析」、「発地分析」、「属性分析」、「周遊分析」を用意するとともに、「来訪地分析」、「発地分析」「周遊分析」については、「属性」を含めて分析(クロス分析)できるようにすること。

その他、当該人流データが利用可能な分析機能について、その使い方(有効性)を含めて提案書に記載すること。

(7) データのダウンロード

各データについて、CSV形式でダウンロードができるようにすること。

(8) 利用開始日及び利用期間

契約締結後1ヶ月以内にシステム利用を開始できるようにすること。なお、期間はシステム利用開始日から本契約が終了する日までとする。

(9) 市町等への対応

A) 追加アカウント付与

県で契約を結んで人流データを使用できるようにした後で、県内で希望のある各市町等(最大県内29市町、県内DMO・観光協会41団体を想定)が追加でアカウントを取得して、県と同様に分析を行うことが可能にすること。なお、追加アカウント取得に係る費用は別途各市町等に求めるものとし、見積書には参考として別途記載すること。

※県とは追加アカウントを除いた費用にて契約するものとする。

※参考：令和6年度の追加アカウント費用：約5万円/1アカウント

令和6年度の追加アカウント数：11

B) 問い合わせ業務等

問い合わせを受けた場合は真摯に対応すること。

また、その内容を県に報告すること。なお、問い合わせ業務に係る一切の費用は県にて負担するため、本委託業務の見積書に含めること。

【② インターネット調査の実施について】

(1) 内容

本県を訪れた観光客の実態や観光地点パラメータ調査のため、現在は対面調査による観光客実態調査を行っているが、別途、共通基準に基づくインターネット

調査を実施する。

(2) 調査項目

本県が令和7年度に実施する対面調査による観光客実態調査の内容をベースとする。

詳細については、別途共有するが、現段階では令和5年三重県観光客実態調査アンケート票を参考とすること。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001151031.pdf>

なお、先進事例等を参考に、インターネット調査の特性等に鑑み、適切な質問となるよう留意すること。

(3) 回数

共通基準により、最低2回、3カ月程度は間隔をあけて実施すること。

(4) その他

共通基準の内容を満たすとともに、本県の観光客の実態を反映できるよう、標本の割当や統計上必要な回答数を確保すること。

【③ 分析業務および「人流データ」「インターネット調査」の導入の検討】

(1) 内容

「①・②」に係る分析業務及び、本県が現在対面等で実施している「観光レクリエーション入込客数推計及び観光客実態調査」との比較等から観光入込客数や観光消費額を推計する手法としての「人流データ」「インターネット調査」の導入の検討を行う

(2) 分析業務について

ア 人流データを活用した月次分析

人流データの分析内容としては、「来訪地分析」、「発地分析」、「属性分析」、「周遊分析」を含むほか、当該人流データが利用可能な分析機能を活用し、効果的な分析を毎月行うこと。

イ インターネット調査を活用した分析(調査ごと)

本県が別途実施する観光客実態調査(対面)の調査結果と比較できるよう必要となる分析を行うこと。

ウ 人流データを活用した各種分析(1回)

人流データについて令和5年、6年、7年の月別の情報について調査分析すること。分析にあたっては、本県の観光レクリエーション入込客数推計及び観光客実態調査や観光庁の宿泊旅行統計の他、事業者が独自に所有するデータとの比較分析を行うなど、総合的な観点から分析すること。

(3) 共通基準に基づく「人流データ」「インターネット調査」の導入の検討

現在本県では、観光入込客数や観光消費額を推計するために、「観光レクリエーション入込客数推計及び観光客実態調査」を各市町からの報告や対面での調査により実施しているが、その代替手法としての「人流データ」・「インターネット調査」の導入について検討し報告すること。

検討にあたり、「観光レクリエーション入込客数推計及び観光客実態調査」による結果との比較や先進事例等の比較のほか、例えば、インターネット調査について、本県が対面で実施する観光客実態調査との差異が少なくなる手法について提案するなど創意工夫を図ること。

【④ 人流データ等の見える化】

「①人流データ」及び「②インターネット調査」の結果、及び可能な範囲で③の分析結果等について、三重県観光統計データサイト (<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/>) へ掲載する。

これらについては、「三重県観光統計データ」サイトで見える化できるように Tableau ダッシュボードを作成し、ワークブック (.twbx) 及びデータソース (excel) で本県に提供(本県は、Creator ライセンスを既に有している)すること。

また、①②については、四半期ごとに提供すること。

権利等の都合で見える化できる範囲が限られる等がある場合については、提案の際に説明すること。

【⑤ その他】

その他、目的に資する内容について、必要に応じて提案すること。

4 納入成果物

納入すべき成果物は以下のとおり。

納入を求める成果物	形式	納入の期日
完了報告書	A 4 版 (Word、PDF ファイル)	令和 8 年 3 月 2 5 日 (水)
①②にかかる実施した内容等	A 4 版及び電子媒体 (Power Point、PDF ファイル)	令和 8 年 3 月 2 5 日 (水)
③分析業務および「人流データ」「インターネット調査」の導入の検討結果	A 4 版及び電子媒体 (Power Point、PDF ファイル)	令和 8 年 3 月 2 5 日 (水) ただし、人流データに係る月次報告については当該月の翌月末(※1)まで インターネット調査については調査実施月の翌々月末(※2)まで

		※1：2月分は3月25日まで。 3月分は不要 ※2：インターネット調査が1月になった場合は、3月25日(水)まで
④データの見える化	電子媒体 (twbx、excel)	令和8年3月25日(水) ただし、四半期ごとの提供を求めているものについては、令和7年9月30日(火)及び令和7年12月26日(金)まで

5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(10) 障がい理由とする差別解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。